

（仮称）教育推進プラン・江東（第3期）策定方針

令和6年9月11日
庶務課

資料 2

教育推進プラン・江東とは

- 教育基本法第17条第2項の規定に基づく江東区教育振興基本計画
- 「江東区基本構想」、「江東区長期計画」を上位計画とする教育部門の分野別計画

江東区基本構想

江東区長期計画

教育施策大綱
区民、保護者、地域、学校等、江東区の教育に関わるすべての人たちが成すべきことを示すもの

教育推進プラン・江東 (江東区教育振興基本計画)

これまでのプラン

- 平成23年3月 教育推進プラン・江東（平成23年度～令和2年度）
- 平成28年3月 教育推進プラン・江東（後期）（平成28年度～令和2年度）
- 令和3年3月 教育推進プラン・江東（第2期）（令和3～7年度）

プラン第2期が期間満了となることから、令和8～12年度を計画期間とする
（仮称）教育推進プラン・江東（第3期）を策定する。

区の動き（関連計画）

- ① 江東区長期計画
 - 教育推進プラン・江東の**上位計画**。計画期間は令和2～11年度。
 - **令和7～11年度を後期期間**としており、現在、計画を策定中。
 - 策定にあたっては、長期計画の性格、位置づけ、推進の視点および**施策の方向性の内容は踏襲しつつも**、社会情勢や区民ニーズに対応するため、**所要の見直し**を行う。
- ② 教育施策大綱
 - 区の教育の振興に関する総合的な施策についての方針を、総合教育会議において教育委員会と協議の上、**区長が定める**。
 - 現在の大綱は、プラン第2期と同時期に定めたものであり、**第3期プランと並行して次期大綱の策定が必要**。
 - 教育の目指すべき姿を**第3期プランと共有**する必要がある。
- ③ **（仮称）江東区こども計画**
 - こども基本法に新たに規定されたものであり、現「江東区こども・子育て支援事業計画」等の計画を含めた計画として現在策定中。計画期間は令和7～11年度。
 - 計画策定にあたり、**区民意向調査や子育て世帯生活実態調査、ワークショップによるこどもからの意見聴取**を実施。

国・都の動き（教育計画）

国 第4期教育振興基本計画（令和5～9年度）

《2つのコンセプト》

- 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

《5つの基本方針》

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭と共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

都 東京都教育ビジョン（第5次）（令和6～10年度）

東京都教育委員会が定める施策展開の基本的な方針であり、**今後5年間の施策展開の方向性を示した、全ての教育関係者の「羅針盤」**

《第5次ビジョンの特徴》

- **3本の柱を設定**
 - ① 自ら未来を切り拓く力の育成
 - ② 誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実
 - ③ 子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化
- **12の「基本的な方針」を設定**
特に、教育のインクルージョンの推進、困難を抱える子供へのサポートの充実等の内容を強化

（仮称）教育推進プラン・江東（第3期）策定方針

1. 上位計画である長期計画（後期）の策定方針を踏まえ、教育理念の「5つの力」と「3つの指針」、理念を実現するための「4つのテーマ」と「10の施策」は第2期プランから継承する。
2. 教育に関する意識調査を実施し、現状分析と課題抽出および区民ニーズの把握を行い、社会情勢の変化をプランに反映する。
3. 計画の主体となるこどもが計画の策定過程に参画できる機会を設け、プランにこどもの意見を反映する。
4. 国・都および区の関連計画と情報を共有し、整合性を図りながら新たな視点を取り入れる。